

平成三年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号

鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十六条の規定に基づき、鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。

（表示事項）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該缶の材質に関する事項とする。

（遵守事項）

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、缶を製造する事業者及び缶に飲料を充てんする事業者並びに飲料が充てんされた缶であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、缶の胴に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるにより、表示をすること。
- 二 表示を構成する文字及び記号は、缶の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。
- 三 第一号に規定する表示に装飾を施すに当たつては、前号に反しないものとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（表示の特例）

2 第二条第一号の規定にかかわらず、缶であつて、飲料が充てんされたものの製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示をすることが困難な場合にあつては、当分の間、缶の胴以外の部分に表示をすることができる。

（経過措置）

3 平成五年四月二十四日までに製造され、又は輸入された缶であつて、飲料が充てんされたものについては、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は適用しない。

附 則 （平成一三年三月二八日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月二日財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年三月三十一日財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

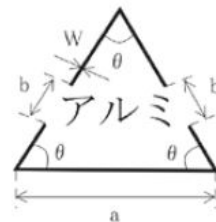
別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様式
鋼製の缶（胴が鋼製のものをいう。）であつて、飲料が充てんされたもの	様式一
アルミニウム製の缶（胴がアルミニウム製のものをいう。）であつて、飲料が充てんされたもの	様式二

様式一



様式二



a : 一辺の長さ(6mm 以上)

b : 一辺の切れ目の幅(a の 3/5 以内)

W : 線の幅(0.6mm 以上)

θ : 1つの角の大きさ(60°)

文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305 に規定する 4 ポイントの活字以上の大きさとする。